

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R7.2.17	改称	変更前	郵便局	022030	テクノウェイブ100ビル内郵便局	-	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	022030	新浦島町郵便局	-	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25	-	○	○	○	○	○	-	
R7.2.20	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	837460	夏井簡易郵便局	○	岩手県久慈市夏井町夏井1-36-2	○	○	○	×	○	○	-	
R7.2.22	住居表示変更	変更前	郵便局	125820	長岡稲葉町郵便局	-	新潟県長岡市稲葉町766-26	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	125820	長岡稲葉町郵便局	-	新潟県長岡市稲保南3-766-26	-	○	○	○	○	○	-	
R7.2.22	契約解除	変更前	営業所	617050	庄内簡易郵便局	○	愛媛県西条市且之上甲279-1	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R7.2.25	移転	変更前	郵便局	412760	城東関目郵便局	-	大阪府大阪市城東区関目3-7-20	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	412760	城東関目郵便局	-	大阪府大阪市城東区関目3-8-13	-	○	○	○	○	○	-	
R7.2.25	移転	変更前	郵便局	450250	天満郵便局	-	奈良県大和高田市根成柿525-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	450250	天満郵便局	-	奈良県大和高田市大字根成柿453-5	-	○	○	○	○	○	-	
R7.2.25	移転	変更前	郵便局	471720	和歌山美園郵便局	-	和歌山県和歌山市美園町4-27	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	471720	和歌山美園郵便局	-	和歌山県和歌山市美園町4-81-1	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。